

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 中小企業信用保険法の特例に関する保険料率

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の認定商店街活性化支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定めること。

（第一条関係）

第二 附則

この政令の施行期日について規定すること。

（附則第一条関係）

政令第 号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第八条第五項」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項」に改める。

附 則

この政令は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

理由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、認定商店街活性化支援事業の実施に必要な資金に係る債務の保証を受けた認定商店街活性化支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定める必要があるからである。

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号) 1

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)

改正案	現行
<p>(保険料率) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第四十六条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第八条第四項の規定</p>	<p>(保険料率) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第四十六条の規定に係る債務の保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第八条第五項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント</p>

に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合）は、〇・七四パーセントとする。

5・6 (略)

)とする。

5・6 (略)

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)	(抄)	1
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)	(抄)	1
中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)	(抄)	1

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）（抄）
（中小企業信用保険法の特例）

第八条（略）

2・3（略）

4 認定商店街活性化支援事業者であつて、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業（以下「認定商店街活性化支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事

業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）とする。

5・6（略）